

○国土交通省告示第七百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年六月二十七日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道27号改築工事「下山バイパス」（京都府船井郡京丹波町下山わらび地内から同町富田長野地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 京都府船井郡京丹波町下山わらび、茨堂、大原、野丸及びクラベシ並びに富田長野地内
- 2 使用の部分 京都府船井郡京丹波町下山クラベシ及び富田長野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬地内から同町富田長野地内までの延長4,000mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道27号改築工事「下山バイパス」及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道27号改築工事「下山バイパス」」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体工事として施工する橋梁工事に伴い橋梁上部工の主桁の地組場所設置のための附帯工事については、法第3条第35号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道27号（以下「本路線」という。）は、福井県敦賀市を起点とし、京都府舞鶴市等を経て船井郡京丹波町で一般国道9号と連絡する総延長149.4kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する一般国道27号（以下「現道」という。）は、一級河川高屋川沿いの狭く蛇行した山間溪谷を通る2車線道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足しない箇所が6箇所、縦断勾配が5%を超える箇所が3箇所ある上、異常気象時（連続降雨量150mm以上）通行規制区間に指定されている。さらに、切り立った長大の法面が連続しており、法面崩落の危険性があるところ、近年においては、平成16年10月の台風第23号により法面崩落が発生し、25時間に及ぶ通行止め（片側交互通行177時間）を行っている等、主要幹線道路としての機能が阻害されている状況である。

京都府下においての本路線は、舞鶴と京都府中部地域間の物流を担うとともに、現道付近の住民にとっては生活道路として重要な路線であるが、本件区間が通行規制されると、近隣に有効な代替道路がないことから非常に大幅な迂回を強いられることになり、この地域の物流や生活に多大な影響を及ぼすことになる。

本件事業の完成により、通行規制区間のない良好な線形を有する道路が整備されることから、安全かつ円滑な交通が確保され、現道沿線地域の日常生活及び京都府中部地域の物流を支えることになると認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の実業であるが、起業者が平成18年1月に任意で環境影響評価を行ったところ、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、通行規制区間のない線形良好な道路の整備を主な目的とし、道路構造令第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の事業計画は、昭和63年8月16日に都市計画決定されており、地元協議によるバス停の設置やバス停部以外の両側自転車歩行車道設置から片側自転車歩行車道設置への変更、警察協議による現道との交差点形状の変更等を除き、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形が不良であり、異常気象時通行規制区間が存在し、近年においても法面崩落による通行止めが発生しているなど、安全かつ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に通行規制区間のない線形良好な道路を整備する必要があると認められる。

また、京都府知事より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 京都府船井郡京丹波町役場